

第7章 会計監査委員

第12条 この会の経理を監査するため、会員から選出された2名の会計監査委員をおきます。任期は1年とします。

第13条 会計監査委員は会計監査を行い、全会員へ監査報告をします。

第8章 事務局員、会計監査委員の選出

第14条 この会の事務局員、会計監査委員の選出は次のとおり行います（全会員の過半数の異議がなければ承認とみなします）。

- 1 事務局が全会員から募集し、次年度事務局員、会計監査委員を選出します。
- 2 選出された事務局員、会計監査委員を全会員に通知し、承認を受けます。
- 3 事務局に欠員が生じた場合は、後任者を全会員から募集することができます。後任者を全会員に通知し承認を受けます。
- 4 会計監査委員に欠員が生じた場合は、後任者を全会員から募集することができます。後任者を全会員に通知し承認を受けます。

第9章 会 計

第15条 この会の経費は、会費およびその他の収入によります。

第16条 この会の経理は、予算に基づいて行います。

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第10章 個人情報の取扱い

第18条 この会の個人情報の取扱いについては、次のとおりとします。

- 1 この会が個人情報を取扱う場合は、その目的をできる限り明確にするとともに、その範囲を目的達成のために必要最小限なものとしします。
- 2 この会が取扱う個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。ただし、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではありません。
- 3 この会は、この会が取扱う個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他個人情報の安全管理に務めます。

第11章 会則改定

第19条 会則の改定は、改定案を全会員に通知し承認を受けます（全会員の過半数の異議がなければ承認とみなします）。

付 則

- 1 この会は、令和4年4月1日設立。
- 2 この会則は、令和4年4月1日より実施します。